朝日火災

2006年7月版

ねんりん

年金払積立傷害保険（確定型定額払）

豊かなセカンドライフへ

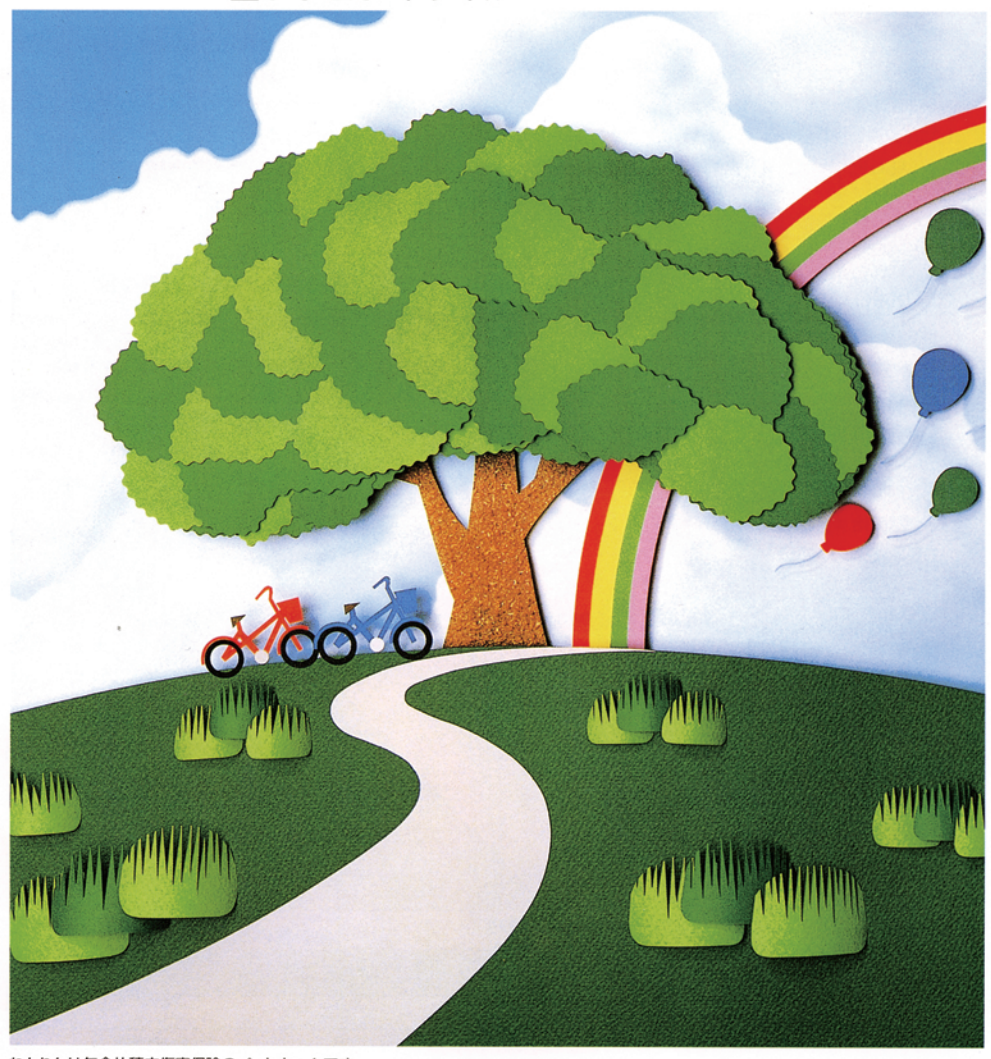

ねんりんは年金払積立傷害保険のペットネームです。

これで「安心」セカンドライフ

朝日火災の年金払積立傷害保険 「ねんりん」（確定型定額払タイプ）

今からスタート、年金払と傷害補償で大きなゆとり。

年金払積立傷害保険3つのメリット

1 年金払基本給付金に増額給付金・加算給付金をプラス

ご契約時に約定した金額を基本給付金としてお受取りいただき、加えて積立部分の運用利回りが予定を超えた場合には所定の方法により計算した契約者配当金を増額給付金・加算給付金としてお受取りいただけます。ただし、配当金はゼロの場合もあります。

2 お受取開始年齢・お受取期間はプランに合わせてご自由にお選びいただけます。

お受取開始年齢……55歳以上71歳未満

お受取期間……5年から　20年までの中から

☆据置期間も5年まで可能です。

保険料払込満了後すぐにお受取りを開始せず最高5年まで据え置けます。

3 最終のお受取日まで万一のケガからお守りします。

保険期間はご契約時から最終の年金払給付金お受取日まで日常生活における偶然な外来の事故による死亡・後遺障害を被られた場合には保険金をお受取りになれます。保険料払込期間を含め長期間にわたりお守りします。

〈ご契約例〉

35歳の方が
基本給付金額　120万円
10年確定型
払込期間　25年
据置期間なし
お受取開始　60歳
お受取終了　69歳

定額払の場合

保険料
月々36,130円
お払込総額
10,839,000円
お受取総額
12,000,000円 プラス増額・加算給付金

（この保険の被保険者になられる方は保険がはじまるときに満18歳以上満65歳未満の方々です。）

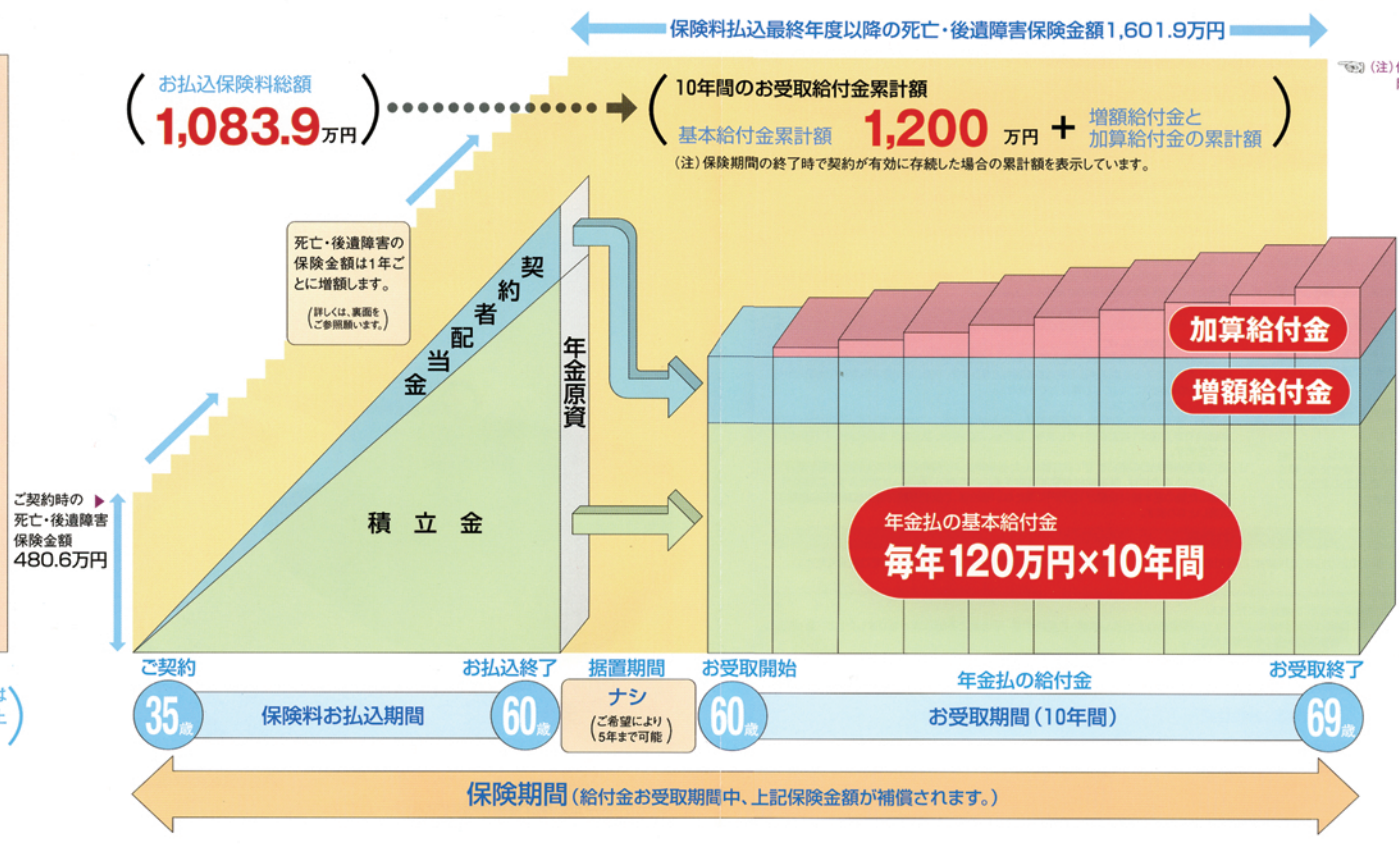

お受取りになる保険金は…

お受取りになる死亡・後遺障害保険金の限度額は、保険開始の初年度を保険料払込期間の最終年度の保険金額の30%相当額とし、保険料払込期間の保険金額は、最終年度まで1年ごとに増えていきます。それ以降は保険期間終了時まで一定の金額になります。

豊かな給付金のお受取日は…

基本給付金・増額給付金・加算給付金を合算して毎年保険が開始された応当日にお受取りになれます。

［用語のご説明］

（1）基本給付金　ご契約時に約定した金額を基本給付金としてお受取りになれます。

（2）増額給付金　保険料払込期間中および据置期間中の積立部分の運用利回りが予定の利回りを超えた場合に、契約者配当金を増額給付金として各回の基本給付金とともにお受取りになれます。

（3）加算給付金　給付金支払開始日以降、積立部分の運用利回りが予定の利回りを超えた場合に、契約者配当金を加算給付金として、各回の基本給付金、増額給付金とともにお受取りになれます。

※同一保険年度内に生じた事故によるケガに対して受取られる死亡・後遺障害保険金の合計額が、死亡・後遺障害保険金額に相当する額となった場合に、契約は終了し、以後の給付金はお受取りになれません。

※ご契約後10年に満たない場合で保険金のお受取りによりご契約が終了した場合、あるいは、ご契約を解約された場合は、契約者配当金はお受取りになれません。詳しくは、裏面のご注意をご覧ください。

年金払い給付金について

給付金お受取りのタイプ

■確定型

保険金のお受取りによりご契約が終了（全損終了）（注）する場合を除き、給付金受取開始後、被保険者の生死にかかわらず給付金をお受取りになれるタイプ。

なお、給付金受取開始後に全損終了以外の事由で、ご契約が解除または失効となった場合には、残りの給付金をお受取りになるために必要なその時点での積立金相当額（以下、「給付金現価」といいます。）を一括してお受取りになれます。

（注）同一保険年度内に生じた事故によるケガに対する死亡・後遺障害保険金のお受取額が、当該保険年度の保険金額に相当する額となった場合には、ご契約はその保険金をお受取りになる原因となったケガを被ったときに終了し、翌保険年度以降の給付金はお受取りになれません。

お受取給付金の種類と額

■基本給付金

ご契約時に約定した金額を給付金受取開始日以降毎年の保険始期応当日にお受取りになれます。なお、お受取方法は下記の通りとなります。

定額払……第1回基本給付金額と同額を毎回お受取りになれます。

■増額給付金

お支払いいただいた保険料のうち積立部分の給付金受取開始日までの運用利回りが、所定の期間（注）を通算して予定の利回りを超えた場合、所定の方法により計算した契約者配当金を増額給付金として基本給付金に加算して基本給付金と同様のお受取方法によりお受取りになれます。

（注）所定の期間とは、給付金受取開始日までの期間が10年を超える場合には10年毎に、また端年数がある場合および10年を超えない場合にはその期間をいいます。

■加算給付金

給付金受取開始日以降に、積立部分の運用利回りが所定の期間を通算して予定の利回りを超えた場合、所定の方法により計算した契約者配当金を加算給付金として基本給付金および増額給付金に加算してお受取りになれます。

保険金について

（保険金は、労災保険・健康保険・生命保険・加害者からの賠償金などとは関係なくお受取りになれます。）

お受取りになれる場合

■死亡保険金

保険始期から最終回の給付金受取日（保険始期の応当日となります。）までの間に被保険者（保険の対象となる方）が、事故（交通事故やその他急激かつ偶然な外来の事故をいいます。）によるケガのため事故の日からその日を含めて180日以内になくなられたとき。

■後遺障害保険金

保険始期から最終回の給付金受取日（保険始期の応当日となります。）までの間に被保険者（保険の対象となる方）が、事故（交通事故やその他急激かつ偶然な外来の事故をいいます。）によるケガのため事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガのため身体の一部を失うか、その機能をなくされるなどしたとき。

お受取りになれる額

■死亡保険金

保険金をお受取りになる原因となった事故が生じた保険年度に適用される死亡保険金額（注）の全額をお受取りになれます。

■後遺障害保険金

後遺障害の程度に応じて、保険金をお受取りになる原因となった事故が生じた保険年度に適用される後遺障害保険金額（注）の3%～100%をお受取りになれます。

※なお、お受取りになる死亡保険金および後遺障害保険金は、同一保険年度に生じた事故について、その保険年度に適用される保険金額が限度となります。

お受取りになれない主な場合

①故意、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故
②酒酔運転、無資格運転または麻薬等の影響下の運転による事故
③脳疾患、疾病または心神喪失による事故
④妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置
⑤地震、津波、戦争、暴動などによる事故
⑥山岳登はん（ピッケル等の登山用具を使用するもの）、スカイダイビング等の危険なスポーツを行っている間の事故
⑦レーサー等危険な職業に従事している間の事故
⑧原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの　など

（注）保険期間の初年度の保険金額は、保険料払込期間の最終年度の金額の30%相当額とし、以降保険料払込期間の最終年度まで、1年毎に下記算式に基づいて算出した金額が増加します。保険料払込期間の最終年度以降は、保険期間終了時まで一定の金額となります。

$$\text{保険料払込期間中の毎年増加する保険金額} = \frac{\text{保険料払込期間終了年度の保険金額} - \text{ご加入時の保険金額}}{\text{保険料払込期間} - 1}$$

※最終回の給付金受取日（保険始期応当日）に保険期間は終了しますので、以後に被ったケガに対しては保険金をお受取りになれません。

クーリングオフ（お申込みの撤回等）について

保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。

契約者保護機構について

この保険は、引受保険会社が経営破綻した場合等には「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。ただし、その場合でも、保険業法の規定に基づき保険金、解約返れい金等のお支払いは一部削除される場合があります。詳細につきましては、下記記載のホームページをご覧いただくか、取扱代理店または弊社までご照会ください。

個人情報の取扱いについて

弊社は、保険契約に関する個人情報を適切な契約のお引受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供および弊社の商品の販売等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供することがあります。詳細につきましては、下記記載の弊社ホームページをご覧いただくか、取扱代理店または弊社までご照会ください。

ご契約申込みにあたって

（1）被保険者の年齢について
①ご加入時に、満18歳以上満65歳未満の方に限ります。
②給付金受取開始日の満年齢が55歳以上71歳未満かつ保険期間満了日の満年齢が81歳未満となるようにご加入ください。

（2）給付金受取人について
①給付金受取人は、ご契約者または被保険者のいずれかをご指定ください。特に指定のないときは、ご契約者となります。
②給付金受取開始日において契約者と給付金受取人とが異なる場合には、以後、契約上の権利義務を契約者から給付金受取人が継承します。

（3）ご加入の際には、保険契約申込書の記載事項に間違いがないか、十分ご確認ください。
記載事項が事実と相違している場合には、保険契約が解除されるかまたは、保険金をお受取りになれないことがあります。特に被保険者の契約年齢または生年月日が誤っていた場合には、ご契約が無効となることがあります。

（4）保険料率の改定の場合の取扱い
保険期間（保険のご契約期間）の中途において、この契約に適用されている保険料率が改定された場合でも、保険料の変更はいたしません。

ご契約後にご注意いただくこと

（1）次のような場合には、速やかにご連絡ください。
同一被保険者につき身体のケガを補償する他の保険にご加入の場合、または、これらの契約があることを知ったときは、取扱代理店またはお近くの朝日火災までご連絡ください。ご連絡がないときは、保険金をお受取りになれない場合があります。

（2）ご契約の早期解除について
ご加入後しばらくの間は、解約返れい金がお支払いいただいた保険料を下回る場合があります。

（3）ご契約の失効・解除の場合の契約者配当金
ご加入時から給付金受取開始日までの期間が10年を超える契約については、10年経過以降給付金受取開始日までの間に契約が終了・失効または解除された場合にも、積立部分の運用利回りが10年間毎に通算して予定の利回りを超えていれば、所定の方法により計算した10年間経過毎の契約者配当金を合算してお受取りになれます。

（4）契約者貸付制度について
ご契約は有効のまま緊急にご用立てするキャッシングサービスがご利用いただけます。
（注）ご用立てできる金額は当社の定める範囲内となります。なお、給付金受取開始日直前6か月以内のご契約についてはご用立てできません。

（5）保険料のお立替えについて
年払・半年払・月払の場合、保険料のお払込みがない場合には、払込み済保険料の一定の範囲内でお立替え（振替貸付）をします。ただし、この場合、お立替え金額に対して利息をいただきます。

（6）給付金受取開始日の前日までにお立替えした保険料および契約者貸付の元利合計額が返済されなかった場合には、基本給付金額を減額することによりご返済いただきます。この場合、減額した後の基本給付金額が10万円に満たない場合は、ご契約が給付金受取開始日に解除の取扱いとなります。

万一事故にあわれたら

事故にあわれたら、ただちに取扱代理店または弊社にご通知ください。事故の日から30日以内にご通知のない場合には、保険金をお受取りになれないことがありますのでご注意ください。

●保険料お支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。
●このパンフレットは年金払積立傷害保険のへの概要をご紹介したものです。詳細は保険約款によりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続・その他ご不明な点がありましたら取扱代理店または弊社にご照会ください。なお、詳しくはこの保険の「ご契約のしおり」「重要事項説明書」をご覧ください。

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の代理業務等を行っております。したがいまして、弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

朝日火災海上保険株式会社
本店〒101-8655 東京都千代田区神田美土代町7番地
☎03-3294-2111（大代表）
ホームページアドレス http://www.asahikasai.co.jp
●お問い合わせ先

IL 105（cp06-25（裕））2007/2 10,000（KY）